

北和城南古墳出土品（奈良国立博物館蔵）

井 口 喜 晴

一 はじめに

奈良国立博物館には、昭和十二年（一九三七）に奈良地方裁判所より引渡しを受け、館藏品となった古墳出土品が一括して保管されている。その出土した古墳名は明らかではないが、奈良県北部か、京都府南部の古墳からの出土品と推定されるので、北和城南古墳出土品と称されている。一括遺物は、鏡と管玉、棗玉、小玉、ガラス玉などの玉類、金環、紡錘車、玉杖石突および鍬形石、車輪石、石釧などの石製品からなり、出土古墳は明らかでないものの、多量の石製品を含む前期古墳として注目されていた。奈良国立博物館では平成九年（一九九七）の「奈良国立博物館の名宝」展などで一括遺物が展示され、また、前期古墳の展覧会などにもしばしば出陳され、学術誌などで一部が引用されていた。しかし、その全容はまだ紹介されていないので、本稿ではそれらを簡単に紹介し、出土品の由来などについて若干の考察を加えてみたい。

二 出土遺物

現在、この古墳の出土遺物は 台帳に「館藏品番号四六一（旧番号館有二六三）（考古五一）半円方形帯四乳龜龍鏡外七十三点 昭和十二年八月三十日受 奈良地方裁判所より引渡品」とあり、当時の奈良地方裁判所から移管換されたものであることが分かる。次に台帳の記載に準じて、その内訳を紹介する。

- (1) 半円方形帯四乳龜龍鏡 一面 白銅製 径二四糎 縁高〇・九五糎 一部二龜裂アリ 背面共二絹布付屬又
- (2) 三角縁四神四獸鏡 一面 白銅製 径二五・九糎 縁高一・三糎 銘帯二「新作大竟：君子：師子：宜子孫」ノ銘アリ、亀裂アリ、鈕八離脱ス、鏡背ノ一部二布片付着セリ
- (3) 変形四獸鏡 一面 白銅製 径一三・六糎 擬銘帯アリ、面二絹布付着ス
- (4) 半円方形帯神獸鏡 一面 白銅製 径一四糎 鉛黒ノ光沢アル地肌ニ緑斑鏽ト朱トヲ点ゼリ、半円方形帯ノ方格内四字宛ノ銘アリ 全文次ノ如シ、上方作竟自有_〇。除去不羊宜古市。

東王父西王母令人長命。宜子孫夫吉兮。君宜子兮。長宜官三。

- (5) 管玉 一四個(現在一〇個) 碧玉製 大サ自長二・三糎 径〇・七糎至長三・八糎 径〇・八糎
- (6) 管玉 二四個 碧玉製 内一個風化、自長一・三五糎 径〇・八糎至長三・二糎 径〇・八五糎
- (7) 管玉 一個 硝子製 長〇・八糎
- (8) 管玉 二〇個 碧玉製極メテ細長キモノ、長自三・七糎至〇・八糎 径自〇・四五糎至〇・三糎
- (9) 管玉 二〇個 碧玉製 自長二・二糎 径〇・七糎至長一・五糎 径〇・五糎
- (10) 管玉 九個 碧玉製 自長二・七五糎 径〇・八糎至長一・三 径〇・五二
- (11) 棗玉 八九個 滑石製長一・二糎内外ノモノ、全部朱二染ム
- (12) 小玉 硝子製 水色約二百粒大小二種ヲ混シ稍大ナルモノ四十四種アリ
- (13) 小玉 二個 硝子製瑠璃色
- (14) 小玉 二〇個 硝子製水色
- (15) 小玉 一七個 硝子製水色及藍色
- (16) 耳鐲 黄金製中実細鐲 径一・三糎 鐲体径〇・一五糎
- (17) 紡錘車 一個 碧玉製 径五・四糎 高一糎
- (18) 紡錘車 一個 碧玉製 径五・三五糎 高一・四糎 一部分 二朱附着ス
- (19) 紡錘車 二個 碧玉製全面風化、一個破損、径四・三糎内外
- (20) 石突様石製品 一個 碧玉製 長五・九糎
- (21) 鍬形石 一個 碧玉製 長一九・三糎
- (22) 鍬形石 一個 碧玉製 長一七糎

- (23) 鍬形石 一個 碧玉製 長一五・七糎 破片接合
- (24) 鍬形石 一個 碧玉製 長一九糎 二片二折レタルヲ接合、背面二朱附着
- (25) 鍬形石 一個 碧玉製 長一九糎 三片二破碎接合、背面二朱附着
- (26) 鍬形石 一個 碧玉製 長二四・三糎 背面二朱附着
- (27) 鍬形石 一個 碧玉製、破碎、下部欠失現存長一四・五糎
- (28) 鍬形石 一個 碧玉製、破碎下辺一部欠失、長一六・二糎 朱附着
- (29) 鍬形石 一個 碧玉製、破碎一部欠失、長一〇・三糎
- (30) 車輪石 一個 碧玉製、面風化、破碎小欠損アリ、長径一〇・三糎短径九・一糎
- (31) 車輪石 一個 碧玉製、灰白色円形二近シ、長径一一糎 短径一〇・七糎
- (32) 車輪石 一個 碧玉製、円形二近シ、長径一二・七糎短径一一・四糎
- (33) 車輪石 一個 碧玉製、朱附着、長径一三・一糎短径一一・七糎
- (34) 車輪石 一個 碧玉製 円形二近シ、長径一二・二糎短径一一・八糎
- (35) 車輪石 一個 碧玉製 長径一一・七糎短径一〇・三糎
- (36) 車輪石 一個 碧玉製 長径一一・四糎短径一〇・五糎 朱附着
- (37) 車輪石 一個 碧玉製 長径一三・五糎短径一一・二糎
- (38) 車輪石 一個 碧玉製 円形 径一〇・三糎 朱附着

- (39) 車輪石 一個 碧玉製 円形 径一〇・五糎 破碎接合
- (40) 車輪石 一個 碧玉製 円形 径一一糎
- (41) 車輪石 一個 碧玉製 円形 径九・七糎
- (42) 車輪石 一個 碧玉製 円形 径一〇・七糎
- (43) 車輪石 一個 碧玉製 円形 両面文様 径一〇・二糎
- (44) 車輪石 一個 碧玉製 円形 両面文様 径一一・三糎 朱
付着
- (45) 車輪石 一個 碧玉製 撫角形両面文様 径一一・五糎
- (46) 石釧 一個 滑石製 表裏及側面二幾何学的ノ刻文アリ、径
九・二糎
- (47) 石釧 一個 碧玉製 風化灰白色 径一〇・五糎
- (48) 石釧 一個 碧玉製 径七糎 朱付着
- (49) 石釧 一個 碧玉製 径七・三糎 朱付着
- (50) 石釧 一個 碧玉製 風化青灰色 径八・五糎
- (51) 石釧 一個 碧玉製 径八糎 朱付着
- (52) 石釧 一個 碧玉製 径七・二糎 朱付着
- (53) 石釧 一個 碧玉製 径七・一糎 朱付着
- (54) 石釧 一個 碧玉製 風化青灰色 径七・六糎
- (55) 石釧 一個 碧玉製 径七・七糎
- (56) 石釧 一個 碧玉製 径六・九糎 朱付着
- (57) 石釧 一個 碧玉製 径六・四糎 朱付着
- (58) 石釧 一個 碧玉製 小破 径七糎
- (59) 石釧 一個 碧玉製 径七・八糎 朱付着
- (60) 石釧 一個 碧玉製 径七・四糎 朱付着
- (61) 石釧 一個 碧玉製 径七・三糎

- (62) 石釧 一個 碧玉製 径七・九糎 朱付着
- (63) 石釧 一個 碧玉製 径七・九糎 朱付着
- (64) 石釧 一個 碧玉製 風化 径七・一糎 朱付着
- (65) 石釧 一個 碧玉製 径七・六糎 朱付着
- (66) 石釧 一個 碧玉製 破碎接合、径八糎 朱付着
- (67) 石釧 一個 碧玉製 風化 径八糎
- (68) 石釧 一個 碧玉製 径八・五糎 朱付着
- (69) 石釧 一個 碧玉製 径七糎 朱付着
- (70) 石釧 一個 碧玉製 風化破碎接合 径七・五糎 朱付着
- (71) 石釧 一個 碧玉製 径九糎 朱付着
- (72) 石釧 一個 碧玉製 両面刻文様 径八糎
- (73) 石釧 一個 碧玉製 径八・二糎

三 出土品の由来

以上の古墳出土品については、従来どのような経緯で裁判所から引き渡されたか不明であった。ところで奈良国立博物館には、台帳には登録されていないが、それらの遺物と一連の裁判所から引渡された数点の鉄製刀剣類が保管されている。それらには大阪控訴院の付箋が添えられ、「証拠品 六年 第一五七五 第二一四 福鎌検事 検一、二、三号 大正六年三月十六日 第一 被告人山本庄吉 盗八」と書かれ、遺物は一九一六(大正五)年十月十一日の国民新聞などに含まれている。これらの遺物のうち、鏡や石製品は考古学研究者に注目され、しばしば論文や展覧会で取り上げられていたが、裁判記録については、遺物の保管場所が知られていなかったために、

その所在には直接触れずに事件の内容だけが若干紹介されていた。

盗掘事件の裁判は、一九一六年に第一審が奈良地方裁判所で、第二審が一九一七年の一審判決直後に、大阪控訴院で行われ、一九一九年に大審院で最終判決が下されている。この事件について初めて触れたのは、ねずまさし氏⁽¹⁾で、その後、釘田寿一氏⁽²⁾が記述し、さらに玉利勲氏⁽³⁾が今の法務省に残っている関係の全記録に目を通し、二氏の見解を修正している。それらによると、裁判は一九一六年に京都、奈良、大阪で盗掘を行っていた京都府下在住の人々が、古墳出土品を古道具屋の山本庄吉容疑者に売った事件で、その内容は鏡十二、管玉三通、土器片、車輪石十七、石釧二十九、狐鍬石九、コーモリ傘の柄の如きもの一、円形のもの四、なら形小玉九十、数珠玉二百、曲玉一、金屬の馬具八(ねずまさし氏)である。裁判は非公開で行われ、一審では遺物が皇陵から出土したとみなされ、一般の罪より重い不敬罪で有罪とされた。ついで二審の大坂控訴院では盗掘品の鑑定が、当時の京都帝国大学考古学研究室の浜田耕作助教授に委ねられ、これらの遺物は未発掘の古墳にはよくある遺品で、これだけから皇陵出土品と断定するには困難とされた。その結果、重罪の不敬罪は免れ、懲役刑もやや軽減されたが、さらに大審院では二審判決を破棄し、窃盗と棺内蔵置品領得、故買の罪で山本被告に懲役三年、他の一人に対し一年六ヶ月の刑を言い渡している。これらの記事の内容は不敬罪の適用の不当性が中心になり、そのためには、それらの遺物を出土した古墳が皇陵(御陵)であるか否かが問題になっている。浜田鑑定書では、特定の古墳名が挙げられていないようでもし古墳名が分かれば、明確に皇陵の可能性を否定できたとも思われるが、故売品であったために実際に分からなかったのかも知れない。

い。

四 おわりに

以上に紹介した副葬品を出土した古墳名については、残念ながら今のところ不明である。しかし、鉄製品に添えられた付箋は大阪控訴院のもので、大正六年の記載があり、その包紙が大正五年の新聞紙であることは前記の裁判記録に合致するものである。また、ねず氏の記事にある出土品のうち車輪石十七個、石釧二十九個、鍬形石九個、コーモリ傘の柄の如きもの一個、円形のもの四個、なら形小玉九十個は館蔵品の車輪石十六個、石釧二十八個、鍬形石九個、石突様石製品一個、紡錘車四個、棗玉八十九個に対応するものと考えられる⁽⁴⁾。従って、現在の館蔵品である北和城南古墳出土品は、以上の裁判を経て、一九三七(昭和十二年)に当時の奈良帝室博物館へ引き渡されたとみられる。なお、鏡は四面であり、土器片や曲玉、馬具などは保管されていない。どのような経緯で分散したかは不明であるが、あるいは他の古墳出土品が混じっていたのかも知れない。北和城南古墳出土品の年代は一括して古墳時代前期の四世紀後半とみられるが、半円方形帯神獸鏡(4)と耳環(16)はやや時代が下がり、一括品とは別に扱った方が良いと思われる。なお、三角縁四神四獸鏡は奈良・佐味田古墳や兵庫・森尾古墳出土鏡といわゆる同范関係にあることが指摘されている⁽⁵⁾。また石製品で碧玉とあるのは緑色凝灰岩で、その中の鍬形石の系譜についてもその系譜を論じる⁽⁶⁾上の重要な資料となっている。また近年、奈良県の島の山古墳⁽⁷⁾では車輪石、石釧、鍬形石など大量の石製品が発見され、北和城南古墳出

土品もそれらに比肩できる重要な前期古墳資料である。今回は略報にとどめたが、将来、出土地が明確になり、遺物の全容が明らかになることを期待したい。

註

- (1) ねず まさし「古墳から鏡を盗んで不敬罪」、『図書』一月号(岩波書店、一九六八年)
- (2) 釘田寿一「盗掘史が暴く天皇陵の禁忌」、『新潮45』十月号(新潮社、一九八六年)
- (3) 玉利勲『墓盗人と贋物づくり』平凡社、一九九二年
- (4) 北和城南古墳出土品が、以上の盗掘事件の出土品であることを初めて指摘されたのは東京国立博物館元館員の西田守夫氏である。
- (5) 『榑井大塚山古墳と三角縁神獸鏡』京都大学文学部、一九八九年
- (6) 蒲原宏行「腕輪形石製品」、『古墳時代の研究』8 古墳Ⅱ副葬品(雄山閣出版、一九九一年)
北條芳隆「鍬形石の形式的研究」、『考古学雑誌』第七九卷第四号(日本考古学会、一九九四年)
- (7) 奈良県立橿原考古学研究所『島の山古墳調査概報』学生社、一九九七年

付記

本稿を草するにあたり佐賀県立名護屋城博物館の蒲原宏行氏に御教示いただいた。また口絵12、13、および挿図については、全て奈良国立博物館所蔵の写真原版(撮影:森村欣司)を使用した。

(いのくち よしはる 当館上級研究員)